

## 陪審法

## 第一章 総則

第二章 陪審員及陪審ノ構成

## 第三章 陪審手続

## 第四章 公判準備

## 第五章 裁判

## 第六章 裁判費用

## 附則

## 第一章 総則

第二条 裁判所ハ本法ノ定ムル所ニ依リ刑事案件

第三条 長期三年ヲ超ユル有期ノ懲役又ハ禁錮ニ

該ル事件ニシテ地方裁判所ノ管轄ニ属スルモノ

ヲ得  
二付ス

三付ス

四付ス

五付ス

六付ス

七付ス

八付ス

九付ス

十付ス

十一付ス

十二付ス

十三付ス

十四付ス

十五付ス

十六付ス

十七付ス

十八付ス

十九付ス

二十付ス

二十一付ス

二十二付ス

二十三付ス

第九条 前条第一項ノ請求ヲ為スニハ理由ヲ附シタル請求書ヲ管轄裁判所ニ差出スヘシ

前項ノ請求書ヲ差出スニハ管轄裁判所ニ対応スル検察官ヲ檢察官ヲ經由スヘシ

公判ニ繫屬スル事件ニ付管轄移転ノ請求ヲ為シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ裁判所ニ通知シ且請求書ノ贈本ヲ被告人ニ交付スヘシ

被告人ハ贈本ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三日内二意見書ヲ差出スコトヲ得

管轄裁判所ハ檢察官ノ意見ヲ聽キ決定ヲ為スヘシ

第十一条 管轄移転ノ請求アリタルトキハ被告人ハ檢察官ノ被告事件陳述後ト雖其ノ決定アル迄事件ヲ陪審ノ評議ニ付スルコトヲ辞シ又ハ請求ヲ取下クルコトヲ得

被告人事件ヲ陪審ノ評議ニ付スルコトヲ辞シ又ハ請求ヲ取下クタルニ因リ事件陪審ノ評議ニ付スヘカラナルニ至リタルトキハ檢察官ノ管轄移転ノ請求ハ之ヲ下ケタルモノト看做ス

共同被告人中事件ヲ陪審ノ評議ニ付スルコトヲ辞シ又ハ請求ヲ取下クタル者アルトキハ其ノ被告人ニ付ス

被告人ニ付スルコトヲ得

又ハ請求ヲ取下クタルニ因リ事件陪審ノ評議ニ付スヘカラナルニ至リタルトキハ檢察官ノ管轄移転ノ請求ハ之ヲ下ケタルモノト看做ス

共同被告人中事件ヲ陪審ノ評議ニ付スルコトヲ辞シ又ハ請求ヲ取下クタル者アルトキハ其ノ被告人ニ付ス

被告人ニ付スルコトヲ得

十三条 在職ノ行政裁判所長官、行政裁判所評定官在職ノ宮内官吏

現役ノ陸軍軍人、海軍軍人

在職ノ府県長官、郡長、島司、府支庁長在職ノ警察官吏

在職ノ監獄官吏

在職ノ裁判所書記長、裁判所書記

在職ノ收稅官吏、稅關官吏、專賣官吏

郵便電話鐵道及軌道ノ現業二従事スル者並船員

市町村長ハ陪審員資格者名簿ノ副本ヲ調製シ

市町村長ニ異議ノ申立ヲ為スコトヲ得

法律ニ違反シテ陪審員資格者名簿二登載セラル者ハ前項ノ規定ニ依リ異議ノ申立ヲ為スコトヲ得

異議ノ申立ハ書面ヲ以テシ其ノ理由ヲ疏明ス

ヘシ

第十一条 市町村長異議ノ申立ヲ正当トスルトキリ除斥セラルヘシ

陪審員被害者ナルトキ

陪審員私訴当事者ナルトキ

陪審員被害人、被害者若ハ私訴当事者ノ親族ナルトキ又ハ親族タリシトキ

陪審員被告人、被害者又ハ私訴当事者ノ居住スル家ノ戸主又ハ家族ナルトキ

陪審員被害人、被害者又ハ私訴当事者ノ法定代理人、後見監督人又ハ保佐人ナルトキ

陪審員被告人、被害者又ハ私訴当事者ノ同居人又ハ雇人ナルトキ

陪審員事件ニ付告発ヲ為シタルトキ

陪審員事件ニ付証人又ハ鑑定人ト為リタルトキ

陪審員事件ニ付被告人、弁護人、輔佐人又ハ私訴当事者ノ代理人ト為リタルトキ

又ハ陪審員事件ニ付職務ヲ行ヒタルトキ

陪審員事件ニ付判事、檢察官、司法警察官コトヲ得

現在ニ依ル

前項第二号及第三号ノ要件ハ其ノ年九月一日

コト

引続キ二年以上同一市町村内ニ住居スルコト

三引続キ二年以上直接國稅三円以上ヲ納ムル

一帝国臣民タル男子ニシテ三十歳以上タル

コト

ノ現在ニ依ル

四読ミ書キヲ為シ得ルコト

第五条 第三条ノ請求ハ第一回公判期日前ニ之ヲ為スヘシ但シ其ノ期日前雖最初ニ定メタル公

ノ他軍機ニ閑シ犯シタル罪

五法令ニ依リテ行フ公選ニ閑シ犯シタル罪

第十二条 市町村長ハ陪審員資格者名簿ノ副本ヲ調製シ

之ヲ管轄区裁判所判事ニ送付スヘシ

第十三条 市町村長ハ十月一日ヨリ七日間其ノ序

二於テ陪審員資格者名簿ヲ紙覽三供スヘシ

市町村長ニ異議ノ申立ヲ為スコトヲ得

法律ニ違反シテ陪審員資格者名簿二登載セラル者ハ前項ノ規定ニ依リ異議ノ申立ヲ為スコトヲ得

ヘシ

第十四条 市町村長異議ノ申立ヲ正当トスルトキリ除斥セラレタル者ハ紙覽期間内及其ノ後七日内ニ

市町村長ニ異議ノ申立ヲ為スコトヲ得

法律ニ違反シテ陪審員資格者名簿二登載セラル者ハ前項ノ規定ニ依リ異議ノ申立ヲ為スコトヲ得

ヘシ

第十五条 市町村長異議ノ申立ヲ不正当トスルトキリ除斥セラルヘシ

陪審員被害人、被害者若ハ私訴当事者ノ親族ナルトキ又ハ親族タリシトキ

陪審員被害人、被害者又ハ私訴当事者ノ法定代理人、後見監督人又ハ保佐人ナルトキ

陪審員被害人、被害者又ハ私訴当事者ノ居住スル家ノ戸主又ハ家族ナルトキ

陪審員被害人、被害者又ハ私訴当事者ノ法定代理人、後見監督人又ハ保佐人ナルトキ

陪審員被害人、被害者又ハ私訴当事者ノ法定代理人、後見監督人又ハ保佐人ナルトキ

前項ノ通知ハ異議申立書ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ二十日内ニ之ヲ為スヘシ

陪審員被害人、被害者又ハ私訴当事者ノ法定代理人、後見監督人又ハ保佐人ナルトキ

陪審員被害人、被害者又ハ私訴当事者ノ法定代理人、後見監督人又ハ保佐人ナルトキ

前項ノ通知ハ異議申立書ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ二十日内ニ之ヲ為スヘシ

**第二十六条** 市町村長前条ノ規定ニ依リ陪審員候補者名簿ヲ送付シタル後其ノ候補者中死亡シ若ハ国籍ヲ喪失シタル者アルトキ又ハ第十三条若ハ第十四条ノ各号ノ一二該當スルニ至リタル者アルトキハ市町村長ハ遅滞ナク之ヲ管轄地方裁判所長ニ通知スヘシ

**第二十七条** 陪審ノ評議ニ付スヘキ事件ニ付公判期日定リタルトキハ地方裁判所長ハ予メ定メタル市町村ノ順序ニ依リ各陪審員候補者名簿ヨリ一人又ハ數人ノ陪審員ヲ抽籤シ陪審員三十六人ヲ選定スヘシ

前項ノ抽籤ハ裁判所書記ノ立会ヲ以テ之ヲ為スヘシ

**第二十八条** 陪審員トシテ呼出ニ応シタル者ハ其ノ市町村ニ於ケル陪審員候補者名簿ニ登載セラレタル者四分ノ三呼出ニ応シタル後ニ非サレハ其ノ陪審員候補者名簿調製ノ年ノ翌年ヨリ四年間再ヒ陪審員ニ選定セラルコトナシ

**第二十九条** 陪審ハ十二人ノ陪審員ヲ以テ之ヲ構成ス

**第三十条** 陪審ハ検察官被告事件ヲ陳述スル時ヨリ裁判所書記陪審ノ答申ヲ朗読スル迄同一ノ陪審員ヲ以テ之ヲ構成スルコトヲ要ス

**第三十一条** 裁判長ハ事件二日以上引続キ開廷ヲ要スト思料スルトキハ十二人ノ陪審員ノ外一人又ハ數人ノ補充陪審員ヲ公判ニ立会ハシムルコトヲ得

補充陪審員ハ陪審ヲ構成スヘキ陪審員疾病ノ他ノ事由ニ因リ職務ヲ行フコト能ハサル場合ニ於テ之ニ代ルモノトス

補充陪審員數人アル場合ニ於テ前項ノ職務ヲ順序ニ依ル

**第三十二条** 同日ニ數箇ノ事件ノ公判ヲ開ク場合ニ於テハ數箇ノ事件ニ付同一ノ陪審員ヲ以テ陪行フハ第六十五条ノ規定ニ依リ為シタル抽籤ノ順序ニ依ル

**第三十三条** 檢察官及陪審員ノ手続ヲ為スヘシ

事件ノ取調前ノ手續ヲ為スヘシ

**第三十四条** 檢察官及陪審員ノ手續ヲ為スヘシ

事件ノ取調前ノ手續ヲ為スヘシ

**第三十五条** 陪審員ニハ勅令ノ定ムル所ニ依リ旅費、日当及止宿料ヲ給与ス

第三章 陪審手続

**第一節 公判準備**

**第三十六条** 被告人公判準備期日前弁護人ヲ選任セサルトキハ裁判長ハ其ノ裁判所所在地ノ弁護士中ヨリ之ヲ選任スヘシ

被告人ノ利害相反セサルトキハ同一ノ弁護人ヲシテ數人ノ弁護ヲ為シムルコトヲ得

**第三十七条** 公判準備期日ニハ被告人及弁護人ヲ召喚スヘシ

**第三十八条** 召喚状ノ送達ノ日ト公判準備期日トノ間ニハ少クトモ五日ノ猶予期間ヲ存スヘシ

**第三十九条** 公判期日ヲ定メタル後被告人ノ請求

二因リ事件ヲ陪審ノ評議ニ付スヘキモノトシタルトキハ其ノ公判期日ヲ公判準備期日トス

**第四十条** 公判準備期日ニ於ケル取調ハ定数ノ判事、検察官及裁判所書記列席シテ之ヲ為ス

公判準備期日ニ於テハ弁護人出頭スルニ非サレハ取調ヲ為スコトヲ得ス弁護人數人アルトキハ其ノ一人ノ出頭ヲ以テ足ル

**第四十二条** 公判準備期日ニ於ケル取調ハ之ヲ公行セス

陪審ノ評議ニ付スルコトヲ辞シ得ヘキ旨ヲ告知スヘシ

**第四十三条** 公判準備期日ニ於テハ裁判長ハ公訴ナル証拠調査ヲ為スヘシ

陪席判事ハ裁判長ニ告ヶ被告人ヲ訊問スルコトヲ得

検察官及弁護人ハ裁判長ノ許可ヲ受ケ被告人ヲ訊問スルコトヲ得

**第四十四条** 公判準備期日ニ於テハ裁判所ハ必要ナル証拠調査ヲ決定スヘシ

検察官、被告人及弁護人ハ証人訊問、鑑定、

前項ノ請求ヲ却下スルトキハ裁判所ハ決定ヲ

コトヲ得

**第五十条** 前条第一項ノ手続ヲ為スヘキ日時及場所ハ被告人ニ之ヲ通知スヘシ但シ急速ヲ要スルトヲ得

**第五十二条** 前条第一項ノ手続ヲ為スヘキ日時及場所ハ被告人ニ之ヲ通知スヘシ但シ急速ヲ要スルトヲ得

**第五十三条** 前条第一項ノ手続ヲ為スヘキ日時及場所ハ被告人ニ之ヲ通知スヘシ但シ急速ヲ要スルトヲ得

**第五十四条** 前条第一項ノ手續ヲ為シタル場合ニ非サレハ之ヲ為スヘシ

**第五十五条** 前二条ノ決定ヲ為スニハ訴訟關係人ノ意見ヲ聽クヘシ

決定ニ付シテハ即時抗告ヲ為スコトヲ得

免訴ノ決定確定シタルトキハ同一ノ事件ニ付更ニ公訴ヲ提起スルコトヲ得ス

**第五十六条** 第五十五条又ハ第五十三条ノ場合ニ於テ公判準備中ニ為シタル手続ハ其ノ効力ヲ失ハス

**第五十七条** 公判期日ニハ第二十七条ノ規定ニ依バス

リテ選定シタル陪審員ヲ呼出スヘシ

第三十八条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

人出頭セサルトキハ其ノ旨ヲ記載スヘシ

**第四十六条** 公判準備調書ハ三日内ニ之ヲ整理シ裁判長及裁判所書記署名捺印スヘシ

裁判長ハ公判準備期日ヲ定ムヘシ

第三十九条 陪審手続

**第一節 公判準備**

**第三十六条** 裁判長ハ署名捺印前ニ公判準備調書ヲ檢閱シ意見アルトキハ裁判長ハ其ノ裁判所所在地ノ弁護

士中ヨリ之ヲ選任スヘシ

被告人ノ利害相反セサルトキハ同一ノ弁護人

ヲシテ數人ノ弁護ヲ為シムルコトヲ得

**第三十七条** 裁判所公判準備期日外ニ於テ証拠

準備スヘシ

**第三十八条** 召喚状ノ送達ノ日ト公判準備期日ト

ノ間ニハ少クトモ五日ノ猶予期間ヲ存スヘシ

**第三十九条** 公判期日ヲ定メタル後被告人ノ請求

二因リ事件ヲ陪審ノ評議ニ付スヘキモノトシタ

ルトキハ其ノ公判期日ヲ公判準備期日トス

**第四十条** 公判準備期日ニ於ケル取調ハ定数ノ判事、検察官及裁判所書記列席シテ之ヲ為ス

公判準備期日ニ於テハ弁護人出頭スルニ非サ

レハ取調ヲ為スコトヲ得ス弁護人數人アルトキハ其ノ一人ノ出頭ヲ以テ足ル

**第四十二条** 公判準備期日ニ於ケル取調ハ之ヲ公行セス

陪審ノ評議ニ付スルコトヲ辞シ得ヘキ旨ヲ告知スヘシ

**第四十三条** 公判準備期日ニ於テハ裁判長ハ公訴ナル証拠調査ヲ為スヘシ

陪席判事ハ裁判長ニ告ヶ被告人ヲ訊問スルコトヲ得

検察官及弁護人ハ裁判長ノ許可ヲ受ケ被告人ヲ訊問スルコトヲ得

**第四十四条** 公判準備期日ニ於テハ裁判所ハ必要ナル証拠調査ヲ決定スヘシ

検察官、被告人及弁護人ハ証人訊問、鑑定、

前項ノ請求ヲ却下スルトキハ裁判所ハ決定ヲ

コトヲ得

**第五十条** 前条第一項ノ手続ヲ為スヘキ日時及場所ハ被告人ニ之ヲ通知スヘシ但シ急速ヲ要スルトヲ得

**第五十二条** 前条第一項ノ手續ヲ為スヘキ日時及場所ハ被告人ニ之ヲ通知スヘシ但シ急速ヲ要スルトヲ得

**第五十三条** 前条第一項ノ手續ヲ為スヘキ日時及場所ハ被告人ニ之ヲ通知スヘシ但シ急速ヲ要スルトヲ得

**第五十四条** 前条第一項ノ手續ヲ為スヘキ日時及場所ハ被告人ニ之ヲ通知スヘシ但シ急速ヲ要スルトヲ得

**第五十五条** 前二条ノ決定ヲ為スニハ訴訟關係人ノ意見ヲ聽クヘシ

決定ニ付シテハ即時抗告ヲ為スコトヲ得

免訴ノ決定確定シタルトキハ同一ノ事件ニ付更ニ公訴ヲ提起スルコトヲ得ス

**第五十六条** 第五十五条又ハ第五十三条ノ場合ニ於テ公判準備中ニ為シタル手続ハ其ノ効力ヲ失ハス

**第五十七条** 公判期日ニハ第二十七条ノ規定ニ依バス

リテ選定シタル陪審員ヲ呼出スヘシ

第三十八条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

人出頭セサルトキハ其ノ旨ヲ記載スヘシ

**第四十六条** 公判準備調書ハ三日内ニ之ヲ整理シ裁判長及裁判所書記署名捺印スヘシ

裁判長ハ公判準備期日ヲ定ムヘシ

第三十九条 陪審手続

**第一節 公判準備**

**第三十六条** 裁判長ハ署名捺印前ニ公判準備調書ヲ檢閱シ意見アルトキハ裁判長ハ其ノ裁判所所在地ノ弁護

士中ヨリ之ヲ選任スヘシ

被告人ノ利害相反セサルトキハ同一ノ弁護人

ヲシテ數人ノ弁護ヲ為シムルコトヲ得

**第三十七条** 裁判所公判準備期日外ニ於テ証拠

準備スヘシ

**第三十八条** 召喚状ノ送達ノ日ト公判準備期日ト

ノ間ニハ少クトモ五日ノ猶予期間ヲ存スヘシ

**第三十九条** 公判期日ヲ定メタル後被告人ノ請求

二因リ事件ヲ陪審ノ評議ニ付スヘキモノトシタ

ルトキハ其ノ公判期日ヲ公判準備期日トス

**第四十条** 公判準備期日ニ於ケル取調ハ定数ノ判事、検察官及裁判所書記列席シテ之ヲ為ス

公判準備期日ニ於テハ弁護人出頭スルニ非サ

レハ取調ヲ為スコトヲ得ス弁護人數人アルトキハ其ノ一人ノ出頭ヲ以テ足ル

**第四十二条** 公判準備期日ニ於ケル取調ハ之ヲ公行セス

陪審ノ評議ニ付スルコトヲ辞シ得ヘキ旨ヲ告知スヘシ

**第四十三条** 公判準備期日ニ於テハ裁判長ハ公訴ナル証拠調査ヲ為スヘシ

陪席判事ハ裁判長ニ告ヶ被告人ヲ訊問スルコトヲ得

検察官及弁護人ハ裁判長ノ許可ヲ受ケ被告人ヲ訊問スルコトヲ得

**第四十四条** 公判準備期日ニ於テハ裁判所ハ必要ナル証拠調査ヲ決定スヘシ

検察官、被告人及弁護人ハ証人訊問、鑑定、

前項ノ請求ヲ却下スルトキハ裁判所ハ決定ヲ

コトヲ得

**第五十条** 前条第一項ノ手続ヲ為スヘキ日時及場所ハ被告人ニ之ヲ通知スヘシ但シ急速ヲ要スルトヲ得

**第五十二条** 前条第一項ノ手續ヲ為スヘキ日時及場所ハ被告人ニ之ヲ通知スヘシ但シ急速ヲ要スルトヲ得

**第五十三条** 前条第一項ノ手續ヲ為スヘキ日時及場所ハ被告人ニ之ヲ通知スヘシ但シ急速ヲ要スルトヲ得

**第五十四条** 前条第一項ノ手續ヲ為スヘキ日時及場所ハ被告人ニ之ヲ通知スヘシ但シ急速ヲ要スルトヲ得

**第五十五条** 前二条ノ決定ヲ為スニハ訴訟關係人ノ意見ヲ聽クヘシ

決定ニ付シテハ即時抗告ヲ為スコトヲ得

免訴ノ決定確定シタルトキハ同一ノ事件ニ付更ニ公訴ヲ提起スルコトヲ得ス

**第五十六条** 第五十五条又ハ第五十三条ノ場合ニ於テ公判準備中ニ為シタル手続ハ其ノ効力ヲ失ハス

**第五十七条** 公判期日ニハ第二十七条ノ規定ニ依バス

リテ選定シタル陪審員ヲ呼出スヘシ

第三十八条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

人出頭セサルトキハ其ノ旨ヲ記載スヘシ

**第四十六条** 公判準備調書ハ三日内ニ之ヲ整理シ裁判長及裁判所書記署名捺印スヘシ

裁判長ハ公判準備期日ヲ定ムヘシ

第三十九条 陪審手続

**第一節 公判準備**

**第三十六条** 裁判長ハ署名捺印前ニ公判準備調書ヲ檢閱シ意見アルトキハ裁判長ハ其ノ裁判所所在地ノ弁護

士中ヨリ之ヲ選任スヘシ

被告人ノ利害相反セサルトキハ同一ノ弁護人

ヲシテ數人ノ弁護ヲ為シムルコトヲ得

**第三十七条** 裁判所公判準備期日ニ於テ免訴ノ原由アリコトヲ認メタルトキハ決定ヲ為スヘシ

**第三十八条** 召喚状ノ送達ノ日ト公判準備期日ト

ノ間ニハ少クトモ五日ノ猶予期間ヲ存スヘシ

**第三十九条** 公判期日ヲ定メタル後被告人ノ請求

二因リ事件ヲ陪審ノ評議ニ付スヘキモノトシタ

ルトキハ其ノ公判期日ヲ公判準備期日トス

**第四十条** 公判準備期日ニ於ケル取調ハ定数ノ判事、検察官及裁判所書記列席シテ之ヲ為ス

公判準備期日ニ於テハ弁護人出頭スルニ非サ

レハ取調ヲ為スコトヲ得ス弁護人數人アルトキハ其ノ一人ノ出頭ヲ以テ足ル

**第四十二条** 公判準備期日ニ於ケル取調ハ之ヲ公行セス

陪審ノ評議ニ付スルコトヲ辞シ得ヘキ旨ヲ告知スヘシ

**第四十三条** 公判準備期日ニ於テハ裁判長ハ公訴ナル証拠調査ヲ為スヘシ

陪席判事ハ裁判長ニ告ヶ被告人ヲ訊問スルコトヲ得

検察官及弁護人ハ裁判長ノ許可ヲ受ケ被告人ヲ訊問スルコトヲ得

**第四十四条** 公判準備期日ニ於テハ裁判所ハ必要ナル証拠調査ヲ決定スヘシ

検察官、被告人及弁護人ハ証人訊問、鑑定、

前項ノ請求ヲ却下スルトキハ裁判所ハ決定ヲ

コトヲ得

**第五十条** 前条第一項ノ手続ヲ為スヘキ日時及場所ハ被告人ニ之ヲ通知スヘシ但シ急速ヲ要スルトヲ得

**第五十二条** 前条第一項ノ手續ヲ為スヘキ日時及場所ハ被告人ニ之ヲ通知スヘシ但シ急速ヲ要スルトヲ得

**第五十三条** 前条第一項ノ手續ヲ為スヘキ日時及場所ハ被告人ニ之ヲ通知スヘシ但シ急速ヲ要スルトヲ得

**第五十四条** 前条第一項ノ手續ヲ為スヘキ日時及場所ハ被告人ニ之ヲ通知スヘシ但シ急速ヲ要スルトヲ得

**第五十五条** 前二条ノ決定ヲ為スニハ訴訟關係人ノ意見ヲ聽クヘシ

決定ニ付シテハ即時抗告ヲ為スコトヲ得

免訴ノ決定確定シタルトキハ同一ノ事件ニ付更ニ公訴ヲ提起スルコトヲ得ス

**第五十六条** 第五十五条又ハ第五十三条ノ場合ニ於テ公判準備中ニ為シタル手続ハ其ノ効力ヲ失ハス

**第五十七条** 公判期日ニハ第二十七条ノ規定ニ依バス

リテ選定シタル陪審員ヲ呼出スヘシ

第三十八条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

人出頭セサルトキハ其ノ旨ヲ記載スヘシ

**第四十六条** 公判準備調書ハ三日内ニ之ヲ整理シ裁判長及裁判所書記署名捺印スヘシ

裁判長ハ公判準備期日ヲ定ムヘシ

第三十九条 陪審手続

**第一節 公判準備**

**第三十六条** 裁判長ハ署名捺印前ニ公判準備調書ヲ檢閱シ意見アルトキハ裁判長ハ其ノ裁判所所在地ノ弁護

士中ヨリ之ヲ選任スヘシ

被告人ノ利害相反セサルトキハ同一ノ弁護人

ヲシテ數人ノ弁護ヲ為シムルコトヲ得

**第三十七条** 裁判所公判準備期日ニ於テ免訴ノ原由アリコトヲ認メタルトキハ決定ヲ為スヘシ

**第三十八条** 召喚状ノ送達ノ日ト公判準備期日ト

ノ間ニハ少クトモ五日ノ猶予期間ヲ存スヘシ

**第三十九条** 公判期日ヲ定メタル後被告人ノ請求

二因リ事件ヲ陪審ノ評議ニ付スヘキモノトシタ

ルトキハ其ノ公判期日ヲ公判準備期日トス

**第四十条** 公判準備期日ニ於ケル取調ハ定数ノ判事、検察官及裁判所書記列席シテ之ヲ為ス

公判準備期日ニ於テハ弁護人出頭スルニ非サ

レハ取調ヲ為スコトヲ得ス弁護人數人アルトキハ其ノ一人ノ出頭ヲ以テ足ル

**第四十二条** 公判準備期日ニ於ケル取調ハ之ヲ公行セス

陪審ノ評議ニ付スルコトヲ辞シ得ヘキ旨ヲ告知スヘシ

**第四十三条** 公判準備期日ニ於テハ裁判長ハ公訴ナル証拠調査ヲ為スヘシ

陪席判事ハ裁判長ニ告ヶ被告人ヲ訊問スルコトヲ得

検察官及弁護人ハ裁判長ノ許可ヲ受ケ被告人ヲ訊問スルコトヲ得

**第四十四条** 公判準備期日ニ於テハ裁判所ハ必要ナル証拠調査ヲ決定スヘシ

検察官、被告人及弁護人ハ証人訊問、鑑定、

前項ノ請求ヲ却下スルトキハ裁判所ハ決定ヲ

コトヲ得

**第五十条** 前条

裁半長氏名云説上ケタルトキハ検察官及被告人ハ承認又ハ忌避スル旨ヲ陳述スヘシ其ノ順序ハ検察官ヲ先ニシ被告人ヲ後ニス  
忌避ノ理由ハ乙ヲ陳述スレコトヲ尋ヌ

忌過の理由ハ之ヲ隠近ハ云々ト得  
次ハ氏名押ソ認籤陳函ヨリ為シタス迄ニ陳述ヲ為  
ササルトキハ承認ソ認籤陳函ヨリ為シタルモノト看做  
く裁判長由義蔵ノアレ旨フ宣言ハレ迄東ドア烏

ノ森半長捕鷹網リタル旨ニ宣言スル邊隙近ニシテ  
ササルトキ亦同シ

隣近ノ次ノ由名票ヲ抽出シタル後ノ之ヲ取消スコトヲ得ス裁判長抽籤終リタル旨ヲ宣言シタ

ル後亦同シ

陪審員及補充陪審員ノ數ヲ充シタルトキハ裁判長ハ抽籤終リタル旨ヲ宣言スヘシ

**第六十七條** 陪審ヲ構成スヘキ陪審員ハ初ニ当籤シタル十二人ヲ以テ之ニ充テ補充陪審員ハ其ノ

**第六十八条** 陪審員ハ第六十五条ノ規定ニ依リ為他ノ當鑑者ヲ以テ之ニ充ツ

シタル抽籤ノ順序ニ従ヒ著席スヘシ  
第六十九条 裁判長ハ検察官ノ被告事件陳述前陪

審員ニ対シ陪審員ノ心得ヲ諭告シ之ヲシテ宣誓ヲ為サシムヘシ

宣誓ハ宣誓書ニ依リ之ヲ為スヘシ  
宣誓書ニハ良心ニ從ヒ公平誠実ニ其ノ職務ヲ

行フヘキコトヲ誓フ旨ヲ記載スヘシ  
裁判長ハ起立シテ宣誓書ヲ朗読シ陪審員ヲシ

テ之ニ署名捺印セシムヘシ  
第七十一条 裁判長ハ陪席判事ノ一人ヲシテ被告人

ノ訊問及証拠調査為サシムルコトヲ得  
陪審員ハ裁判長ノ許可ヲ受ケ被告人、証人、

**七十一** 条 鑑定人、通事及翻訳人ヲ訊問スルコトヲ得  
證処ハ別段ノ定アレ場合ヲ除クノ外

裁判所ノ直接ニ取調ヘタルモノニ限ル

スコトヲ得

一 公半準備手續二 旅元取訶～タル詔人ノ詔問  
調書

二 梳詮 拝收又ハ搜索ノ諷書及之ニ補充スル  
書類図画

三 公務員ノ職務ヲ以テ証明スルエトヲ得ヘキ  
事実ニ付公務員ノ作リタル書類

四 前号ノ事實ニ付外国ノ公務員ノ作リタル書類ニシテ其ノ真正ナルコトノ証明アルモノ

五 鑑定書又ハ鑑定調書及之ヲ補充スル書類

**第七十三条** 裁判所、予審判事、受命判事、受託  
判事其ノ他法令ニ依リ特別ニ裁判權ヲ有スル官

署 檢察官、司法警察官又ハ訴訟上ノ共同助ヲ為  
ス 外國ノ官署ノ作リタル訊問調書及之ヲ補充ス  
ル書類図画ハ左ノ場合ニ限り之ヲ証拠ト為スコ  
トヲ得  
一 共同被告人若ハ証人死亡シタルトキ又ハ疾  
病其ノ他ノ事由ニ因リ之ヲ召喚シ難キトキ  
二 被告人又ハ証人公判外ノ訊問ニ對シテ為シ  
タル供述ノ重要ナル部分ヲ公判ニ於テ変更シ  
タルトキ  
三 被告人又ハ証人公判廷ニ於テ供述ヲ為ササ  
ルトキ

**第七十四条** 前二条ノ場合ノ外裁判外ニ於テ被告  
人其ノ他ノ者ノ供述ヲ錄取シタル書類又ハ裁判  
外ニ於テ作成シタル書類図画ハ供述者若ハ作成  
者死亡シタルトキ又ハ疾病其ノ他ノ事由ニ因リ  
召喚シ難キトキニ限り之ヲ証拠ト為スコトヲ得  
**第七十五条** 証拠ト為スコトニ付訴訟關係人ノ異  
議ナキ書類図画ハ前三条ノ規定ニ拘ラス之ヲ  
証拠ト為スコトヲ得

**第七十六条** 証拠調終リタル後検察官、被告人及  
弁護人ハ犯罪ノ構成要要素ニ関スル事實上及法律  
上ノ問題ノミニ付意見ヲ陳述スベシ  
弁護人數人アル場合ニ於テ被告人ノ為ニスル  
意見ノ陳述ハ重複シテ之ヲ為スコトヲ得ス  
公判廷ニ現ハレサル証拠ハ之ヲ援用スルコト  
ヲ得ス

被告人又ハ弁護人ニハ最終ニ陳述スル機會ヲ  
与フヘシ

**第七十七条** 前条ノ弁論終決後裁判長ハ陪審ニ對  
シ犯罪ノ構成ニ關シ法律上ノ論点及問題ト為ル  
ヘキ事実並証拠ノ要領ヲ説示シ犯罪構成事実ノ  
有無ヲ問ヒ評議ノ結果ヲ答申スベキ旨ヲ命スヘ  
シ但シ証拠の信否及罪責ノ有無ニ關シ意見ヲ表  
示スルコトヲ得ス

**第七十八条** 裁判長ノ説示ニ對シテハ異議ヲ申立  
ツルコトヲ得ス

**第七十九条** 裁判長ノ問ハ主問ト補問トニ區別シ  
陪審ニ於テ然リ又ハ然ラスト答へ得ヘキ文言ヲ  
以テ之ヲ為スヘシ

主問ハ公判ニ付セラレタルモノト異リタル犯  
罪構成事実ノ有無ヲ評議セシムル必要アリト認  
ムル場合ニ於テ之ヲ為スモノトス

犯罪ノ成立ヲ阻却スル原由ト為ルヘキ事実ノ

**第八十一条** 裁判長ハ問書ニ署名捺印シ之ヲ陪審員ハ問書ノ交付ヲ得  
 ニ交付スヘシ

**第八十二条** 裁判長ハ評議ヲ為サシム為陪審員ヲシテ評議室ニ退けシムヘシ  
 裁判長ハ公判庭ニ於テ示シタル証拠物及証聞書類ヲ陪審員ハ交付スルコトヲ得  
**第八十三条** 陪審員ハ裁判長ノ許可ヲ受クルニ非サレハ評議ヲ了ル前評議室ヲ出テ又ハ他人ト交互通スルコトヲ得ス  
 陪審員ニ非サル者ハ裁判長ノ許可ヲ受クルニ非サレハ評議室ニ入ルコトヲ得ス  
**第八十四条** 陪審ノ答申前陪審員ヲシテ裁判所ヲ退出セシムル場合ニ於テハ裁判長ハ陪審員ニ封シ滞留ノ場所及他人トノ交通ニ閑シ遵守スヘキ事項ヲ指示スヘシ

**第八十五条** 陪審員第八十三条第一項ノ規定ニ反シタルトキ又ハ前条ノ規定ニ依リ指示セラレタル事項ヲ遵守セサルトキハ裁判所ハ其ノ陪審員ニ對し職務ノ執行ヲ禁止スルコトヲ得  
**第八十六条** 陪審員ハ陪審長ヲ互選スヘシ  
 陪審長ハ議事ヲ整理ス

**第八十七条** 陪審ハ評議ヲ了ル前更ニ説示ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ公判庭ニ於テ甘ノ申立ヲ為スヘシ

**第八十八条** 答申ハ問ニ對シ然リ又ハ然ラスノ語ヲ以テ之ヲ為スヘシ但シ問ニ掲クル事實ノ一部ヲ肯定又ハ否定スルトキハ之ニ付然リ又ハ然ラスノ語ヲ以テ答申スヘシ

**第八十九条** 評議ハ先ツ主問ニ付之ヲ為スヘシ  
 主問ヲ否定シタル場合ニ於テ補問アルトキハ之ニ付評議ヲ為スヘシ

**第九十条** 陪審員ハ問ニ付各其ノ意見ヲ表示スヘシ

**第九十一条** 犯罪構成事実ヲ肯定スルニハ陪審員ノ過半數ノ意見ニ依ルコトヲ要ス  
 犯罪構成事実ヲ肯定スル陪審員ノ意見其ノ過半數ニ達セサルトキハ之ヲ否定シタルモノトヲシテ之ヲ裁判長ニ提出スヘシ

**第九十二条** 答申ハ問書ニ記載シ陪審長署名捺印ヲ返しシ更ニ評議ヲ為シ答申ヲ訂正スヘキ旨ヲ得スヘシ

第九十三条	裁判長ハ公判廷ニ於テ裁判所書記シテ問及之ニ対スル陪審ノ答申ヲ朗読セシムヘシ
第九十四条	前条ノ手続終リタルトキハ裁判長陪審員ヲ退廷セシムヘシ
第九十五条	陪審犯罪構成事実ヲ肯定スルノ答申ヲ為シタル場合ニ於テ裁判所前条ノ決定ヲ為シハ訴訟ノ如何ナル程度ニ在ルフ間ハス決定シテ事件ヲ更ニ他ノ陪審ノ評議ニ付スルコト得
第九十六条	陪審犯罪構成事実ヲ肯定スルノ答申ヲ為シタル場合ニ於テ裁判所前条ノ決定ヲ為シタルキハ検察官ハ適用スヘキ法令及刑ニ付見ヲ陳述スヘシ
第九十七条	陪審ノ答申ヲ採択シテ判決ノ言渡スニハ裁判所ハ陪審ノ評議ニ付シテ事実ノ断ヲ為シタル旨ヲ示スヘシ
第九十八条	陪審ノ言渡ヲ為スニハ罪ト為ルヘキ事実及令ノ適用ヲ示スヘシ刑ノ加重減免ノ原由タル実上ノ主張アリタルトキハ之ニ対スル判断ヲスヘシ 無罪ノ言渡ヲ為スニハ犯罪構成事実ヲ認メルコト又ハ被告事件罪ト為ラサルコトヲ示シ
第九十九条	陪審ヲ構成スヘキ陪審員疾病其ノ他ノ事由因リ職務ヲ行フコト能ハサル場合ニ於テ補充審員ナキトキ亦前項ニ同シ 前二項ノ場合ニ於テハ新ニ陪審構成ノ手續為スヘシ
第一百一条	陪審ノ答申ヲ採択シテ事実ノ判断ヲシタル事件ノ判決ニ対シテハ控訴ヲ為スコト得
第一百二条	陪審ノ答申ヲ採択シテ事実ノ判断ヲシタル事件ノ判決ニ対シテハ大審院ニ上告ヲスコト得

第一百三条	上告ハ刑事訴訟法ニ於テ第二審ノ判決ニ對シ上告ヲ為スコトヲ得ル理由アル場合ニ於テ之ヲ為スコトヲ得但シ事實ノ誤認ヲ理由トスル場合ハ此ノ限ニ在ラス
第四条	左ノ場合ニ於テハ常ニ上告ノ理由アルモノトス
一 法律ニ從ヒ陪審ヲ構成セサリシトキ	二 第十二条第一項第一号又ハ第十三条ノ規定ニ依リ陪審員タルコトヲ得サル者評議ニ闘与シタルトキ但シ評議ヲ了ル前訴訟関係人異議ヲ述ヘサリシトキハ此ノ限ニ在ラス
二 宣誓ヲ拒ミタルトキ	三 法律ニ依リ職務ノ執行ヨリ除斥セラルヘキ陪審員評議ニ闘与シタルトキ但シ第六十二条第三項ノ申立ヲ為ササリシトキハ此ノ限ニ在ラス
三 故ナク退廷シタルトキ	四 忌避セラレタル陪審員評議ニ闘与シタルトキ但シ評議ヲ了ル前訴訟関係人異議ヲ述ヘサリシトキハ此ノ限ニ在ラス
四 渡ヲ為ストキハ其ノ全部又ハ一部ヲ被告人ノ負担トス	五 裁判長ノ説示法律ニ違反シタルトキ
第五章	陪審費用
第六条	左ニ掲タルモノヲ以テ陪審費用トシ訟費用ノ一部トス
一 陪審員ノ呼出し要スル費用	二 陪審員ニ給与スヘキ旅費、日当及止宿料
二 渡ヲ為ストキハ其ノ全部又ハ一部ヲ被告人ノ負担トス	三 第百七条 陪審費用ハ第三条ノ場合ニ於テ刑ノ言

第一百五条	上告裁判所原判決ヲ破毀スル場合ニ於テハ事実ノ審理ヲ為サシテ自ラ裁判ヲ為ス場合ヲ除クノ外事件ヲ原裁判所ニ差戻シ又ハ原裁判所ト同等ナル他ノ裁判所ニ移送スヘシ 破毀ノ理由ト為リタル事項陪審ノ評議ノ結果ニ影響ナキモノナルトキハ陪審ノ答申ハ其ノ効力ヲ有ス此ノ場合ニ於テハ事件ノ差戻又ハ移送ヲ受ケタル裁判所ハ答申以後ノ手續ノミヲ為スヘシ
第四章	陪審費用
第六条	左ニ掲タルモノヲ以テ陪審費用トシ訟費用ノ一部トス
一 陪審員ニ給与スヘキ旅費、日当及止宿料	二 渡ヲ為ストキハ其ノ全部又ハ一部ヲ被告人ノ負担トス
二 渡ヲ為ストキハ其ノ全部又ハ一部ヲ被告人ノ負担トス	三 第百七条 陪審費用ハ第三条ノ場合ニ於テ刑ノ言

第一百六条	左ニ掲タルモノヲ以テ陪審費用トシ訟費用ノ一部トス
一 陪審員ノ呼出し要スル費用	二 陪審員ニ給与スヘキ旅費、日当及止宿料
二 陪審員ニ給与スヘキ旅費、日当及止宿料	三 渡ヲ為ストキハ其ノ全部又ハ一部ヲ被告人ノ負担トス
三 第百八条	陪審員ハ左ノ場合ニ於テハ五百円以下ノ過料ニ処ス
四 故ナク呼出し應セサルトキ	五 渡ヲ為ストキハ其ノ全部又ハ一部ヲ被告人ノ負担トス

第五章	罰則
第六条	左ニ掲タルモノヲ以テ陪審費用トシ訟費用ノ一部トス
一 陪審員ニ給与スヘキ旅費、日当及止宿料	二 陪審員ニ給与スヘキ旅費、日当及止宿料
二 陪審員ニ給与スヘキ旅費、日当及止宿料	三 渡ヲ為ストキハ其ノ全部又ハ一部ヲ被告人ノ負担トス
三 第百八条	陪審員ハ左ノ場合ニ於テハ五百円以下ノ過料ニ処ス
四 故ナク呼出し應セサルトキ	五 渡ヲ為ストキハ其ノ全部又ハ一部ヲ被告人ノ負担トス

第一百九条	陪審員評議ノ顛末又ハ各員ノ意見若ハ其ノ多少ノ数ヲ漏泄シタルトキハ千円以下ノ罰金ニ処ス
附 则	本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
二号)	本法施行前公判期日ノ定リタル事件ニ付テハ本法ヲ適用セス
附 则	(昭和一六年三月一二日法律第六号)抄
一号)	本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三十三条 この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。